

生駒市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第3版） 新旧対照表

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P7 (3) 「密接」の場面の対応（マスクの着用）2 個目の・	<p>・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。<u>基本的に登下校時はマスクを外す。</u></p>	<p>・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。<u>また、熱中症が危惧される時期の登下校時は、近距離での会話は控えるよう注意しながら基本的にマスクを外す。</u></p>	誤解を生む表現を解消
P9 5 部活動について (1) 部活動の実施について	<p>・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分</p>	<p>地域の感染状況に応じて以下の通り取り組む。 <u>【奈良県に緊急事態宣言が発令された段階】</u> ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにする。 <u>【感染者の増加および医療体制の負荷が蓄積する段階】</u> ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要。 ・なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられる。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要。 <u>【感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階】</u> ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。</p> <p><u>(全体を通じての留意事項)</u> ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分</p>	文部科学省通知に準拠するよう改定

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
	<p>に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>可能な限り感染症対策を行った上で、実施すること。</u> ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。 ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。 <p>・ 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましいが、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。</p> <p>・ 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。</p> <p>・ 屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。</p> <p>・ <u>密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は控えること。</u></p> <p>・ <u>向かい合って発声する活動は控えること。</u></p> <p>・ 用具等について、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。</p> <p>・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。</p> <p>・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時においても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。</p> <p>・ 部活動で合唱を行う場合は、音楽の授業における取扱いに準じること。</p>	<p>に留意すること。</p> <p>また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。 ・ <u>活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。</u> ・ 活動場所については、<u>地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。</u>体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、<u>手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。</u> <p>・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。</p> <p>・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。</p> <p>・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。</p> <p>・ 部活動で合唱を行う場合は、音楽の授業における取扱いに準じること。</p>	

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
	<ul style="list-style-type: none"> ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。 ・運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。 ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。 ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。 ・運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。 ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。 ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。 	
P16 (1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応	<p>本市においては、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報保護に留意しながら、報道発表を行い、学校園名を公表することとしていることから、速やかに対応すること。</p>	<p>本市においては、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報保護に留意しながら、報道発表を行い、学校園名を公表することとしていることから、速やかに対応すること。</p> <p><u>ただし、奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断される場合には公表しないことがある。</u></p>	<p>対策本部事務局長文書「本市職員等の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の公表の可否の基準」に準じて改定</p>

改定箇所 (第3版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P18 (2) 臨時休業に係る広報周知 ①学校園から保護者等への周知・依頼 1つ目の・	<p>・教育委員会が臨時休業を決定した場合や感染者が判明した場合、学校園は、関係する幼児児童生徒の保護者に、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知すること。</p>	<p>・教育委員会が臨時休業を決定した場合や感染者が判明し公表することとした場合、学校園は、関係する幼児児童生徒の保護者に、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知すること。</p>	<p>対策本部事務局長文書 「本市職員等の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の公表の可否の基準」に準じて改定</p>
P19 ②教育委員会から報道発表・広報周知 3つ目の・	<p>・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、公表しないことがある。</p>	<p>・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合、<u>及び奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断される場合は、公表しないことがある。</u></p>	<p>対策本部事務局長文書 「本市職員等の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合の公表の可否の基準」に準じて改定</p>